

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

各都道府県衛生・医務主管部局 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種各学校、養成所及び養成施設
における感染防護具等の物資提供について（周知）

先般「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡）（以下「令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡」という。）において医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）の学校運営、受験資格について弾力的に取扱うようお願いしたところです。

新型コロナウイルス感染症拡大による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域が全国 47 都道府県となったところであり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた取組の強化に加え、今後の感染者数の更なる増加に備えた地域の医療提供体制の整備が急務となっています。こうした各種対策において、医療現場における感染防護具等の不足が逼迫した課題の一つとなっています。

つきましては、別記看護教育関係団体に協力依頼をしましたので、内容についてご了知いただくとともに、物資提供により教材が不十分となった場合の教育方法等の変更の取扱いについては、令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡に基づき貴管内学校養成所等にご指導いただきますようお願いいたします。

[別記]

- 一般社団法人 日本看護系大学協議会
- 一般社団法人 日本看護学校協議会
- 公益社団法人 全国助産師教育協議会
- 一般社団法人 全国保健師教育機関協議会